

高浜原発3・4号再稼働反対と原子力災害避難計画等に関する質問と要望

八尾市長 田中誠太 様

4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差止め仮処分決定【資料1】では、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」と断じています。さらに、これらについて、新規規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

一方、原子力規制委員会は4月22日に原子力災害対策指針を改定し30km圏外の防護対策は必要なしとしてしまいました。しかし、関西広域連合の4月23日付の国への申し入れ【資料2】にもあるように、今回の改定は「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ外の地域における防護措置のあり方等について」大きな問題があり、住民の安全を守るものとはなっていません。

この問題について、全国知事会は7月29日に、現在の指針では「住民の被ばくを前提に避難指示等を行うこととなるほか、早い段階からの対応が必要な要支援者等への対応が遅れかねない」。そのため「避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、国においてSPEEDI等の何らかの予測手法を活用する仕組みを構築すべきである」と求めています。【資料3】

また、8月の原子力災害対策指針の改定では、避難時の検査・除染の省略等が盛り込まれました。これについて滋賀県は、検査の省略では住民の安全や避難先の汚染防止拡大を防ぐことはできないとして反対の意見を出し（規制委員会のご意見募集で）、独自に全員に避難時の検査を実施することを決めました。

このように、規制委員会の指針では住民の安全を守ることができないと、自治体から反対の意見が出されています。

他方、関西電力は大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機の再稼働に向けて準備を進め、老朽化した高浜1・2号機についても運転延長を求めるなど原発推進の動きを強めています。高浜3号については、仮処分裁判の最中であるにもかかわらず、国は使用前検査を開始し、関電は10月中旬に核燃料を装荷し、11月中旬に原子炉を起動させる計画を国に出しています。

このような状況を踏まえ、八尾市としても、原発の再稼働に反対するとともに、原発の安全性や原子力規制を検証する専門家による第三者機関の設置を、大阪府や関西広域連合に求めてください。

また、八尾市は、若狭の原発で事故が起こった場合に、滋賀県長浜市民1,889名を受け入れることになっています。この受け入れ計画等について、下記の質問と要望に教えてください。

【質問事項】

1. 長浜市民の受け入れ計画について

関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（2014年3月）では、八尾市は、滋賀県長浜市の高月地区1,889名の住民を受け入れる計画になっています。中河内地区では、（東大阪市3,308名、八尾市1,889名、柏原市484名）です。しかし、2014年の時点では「拠点避難

所」として八尾市立総合体育館が示されているだけで、最終的な避難所は決まっています。

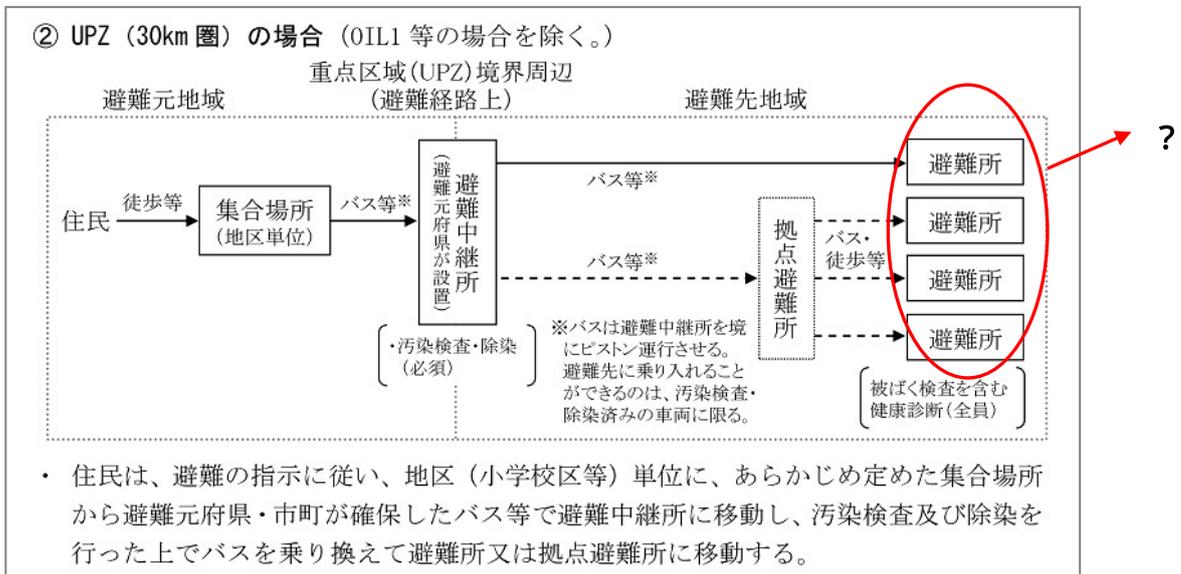
(1) 避難者 1,889 名の最終避難所は決まっていますか。

避難計画の基本は、避難所が指定されていることです。しかし、八尾市の場合、「拠点避難所」として八尾市立総合体育館が決まっているだけです。福井県や京都府の避難先である兵庫県では、最終的な避難所が決まっています。(【資料4】芦屋市の例を参照ください)

最終避難所が決まっていれば、避難元地区と人数に即して示してください。決まっていない場合、理由は何ですか。

長浜市から避難してくる住民の中で、女性・乳幼児・高齢者・傷病者等の要援護者の数は把握していますか。要援護者に配慮した福祉避難所や設備等を確保・検討していますか。

(2) 避難元の長浜市と避難について相談・調整等はできていますか。相談等はいつ行われ、どのような内容が話し合われましたか。



2. 汚染検査(スクリーニング)と除染の省略等について

規制委員会は、8月の原子力災害対策指針の改定によって、汚染検査(スクリーニング)や除染の「効率化」と称して下記のような方策を示しています。関西広域連合は、これをいち早く取り入れています。(『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合 2014年3月27日 21頁)。

- 1 放射能放出前に避難した場合は、汚染検査を省略することができる。
- 1 車両の汚染が基準値¹以下の場合、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- 1 車両の汚染が基準値以上の場合、(バスや乗用車の)乗員の中で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。
代表者の汚染が基準値以下の場合、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。

¹ 基準値はOIL4に基づき表面汚染密度 120 Bq/cm² (40,000cpm)。
福島原発事故翌日は 40Bq/cm² (13,000cpm : 小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当)

(1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることはできません。また汚染の拡大防止もできません。

滋賀県は検査の省略に反対し、独自に、住民全員に汚染検査を実施することを決めました。U P Z 外から来る避難バスの汚染は、U P Z 内の避難者より汚染の度合いが軽度の場合があること等を理由としてあげています。

これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

3 . 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

- 1 この基準値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の 6 倍です。
- 1 また、法令²で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm²以下の 30 倍です。

(1) このような基準では、避難する子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、及び避難先への汚染拡大を防止することはできないのではないですか。

国の検査基準のままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないのでしょうか。

4 . 事故時の八尾市民の対策 (安定ヨウ素剤の備蓄等) について

八尾市は大飯・高浜原発から 100km ほどの距離にあります。滋賀県が行った原発事故時の放射性物質拡散シミュレーションの結果を踏まえれば、八尾市は 50 ~ 100mSv の甲状腺被ばく予測となっており、I A E A の安定ヨウ素剤服用基準 50mSv を超えています。【資料 5】

しかし、原子力規制委員会は、4 月に原子力災害対策指針を改定し、30km 圏外では安定ヨウ素剤の「準備不要」等とし、屋内退避だけに限定しています。また、SPEEDI 等の予測的手法も使わないとしています。これについて、大阪府は私たちの申し入れに対し「福島県飯舘村の事例もあり、一概に『30 k m 圏外においては特別な予防的措置は必要なし』とは言い切れないと考えます」「被ばくしながらの避難では安定ヨウ素剤の入手・服用は困難であると考えられます」と回答しています。関西広域連合は、4 月 23 日の委員会で、この問題も含めて、新たに国へ申し入れしました。

(1) 箕面市などは既に安定ヨウ素剤の備蓄・検討を進めています。高浜原発から約 50 km の兵庫県篠山市では、安定ヨウ素剤の事前配布が実施されます【資料 6】。滋賀県は県内ほぼ全域で安定ヨウ素剤の備蓄を決めています。福島県では第一原発から 100km 以上離れた地域でも小児甲状腺がんの子どもがでています【資料 7】。八尾市としては、安定ヨウ素剤の準備等について検討されていますか。

(2) 屋内退避の開始や解除、その情報についてどこからどのように指示が来る事になっていきますか。またその後の避難などについて検討されていますか。

(3) 原発事故が起これば琵琶湖の水が汚染されます。安全な水の確保について検討されていますか。現在どれくらい備蓄がありますか。

² 電離放射線障害防止規則 3 条・31 条・32 条など
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html>

(4) 国の指針では、妊婦・乳幼児・子どもたちへの特別な防護措置も示されていません。八尾市としては対策がありますか。

5. 地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度について

政府は、原発事故時に住民の避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手らの被ばく線量の上限を、現行の年1mSvから引き上げる方針を決めました。7月6日には国の検討会(オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会)が開催され、新しい基準の検討が開始されています。鹿児島県のバス会社は「1mSvが引き上げられるなら、協力するかどうかゼロベースで見直す」と話しています(毎日新聞6月30日)【資料8】。

7月1日には、大津市にて、滋賀県バス協会のバス運転手らに対し、原子力防災に関する国の研修会が行われています。

(1) 地方自治体職員やバス運転手等の健康や安全を確保するために、年1mSvの被ばく線量限度は守られるべきではないですか。

6. 自然災害と原発事故の複合災害及び孤立集落の問題について

内閣府が昨年実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査(第2回)」(2014年10月22日)では、全国の原発の約30km圏内で、自然災害により孤立する集落は2,318もあり、その内約8割の集落ではヘリコプターを使用できません。若狭の原発から約30km圏内の福井県・京都府・滋賀県の孤立集落は625集落もあり、ヘリが使用できない集落は504集落にも及びます(毎日新聞5月25日)【資料9】。八尾市が受け入れる滋賀県長浜市に限っても、土砂災害やアクセス道路の水没により孤立する集落は23箇所もあります。

近年の地震、豪雨・土砂災害等の頻発と深刻さを考慮すれば、原発事故と同時にこれら自然災害が起こる複合災害となれば、孤立集落は避難さえできなくなります。避難できなければ、被ばくは避けられません。

(1) 住民の安全を第一に考えれば、避難出来ない孤立集落がある以上、原発の再稼働は認められないのではないですか。

(2) 八尾市の場合、自然災害により孤立する可能性のある集落はありますか。

長浜市からの避難道路に土砂災害等の危険区域はありますか。

7. 国の基準や原発の安全性を検証するために

(1) 福井地裁の仮処分決定では、国の審査基準が緩やかすぎると厳しく批判しています。また、関西広域連合は、立地並みの安全協定を求めています。このような状況を踏まえて、国任せではなく、原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。八尾市として、大阪府や関西広域連合に求めるべきではないですか。

【要望事項】

- 1．現状では避難計画の実効性はなく、住民の安全を守ることはできません。避難出来ない孤立集落の問題もあり、原発の再稼働は認められないと表明してください。
- 2．原子力災害対策指針の改定版では住民の安全は守れません。改定指針に反対を表明し、独自のP P A対策、避難者全員の検査等を検討するよう、大阪府及び関西広域連合に求めてください。
- 3．八尾市独自に、安定ヨウ素剤の備蓄等を検討してください。
- 4．原発事故時に避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度の引き上げに反対してください。
- 5．福井地裁の高浜原発3・4号の運転差止仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
- 6．原子力規制基準や原発の安全性について検証・検討するために、大阪府及び関西広域連合として独自に第三者の専門家による委員会を設置するよう求めてください。

2015年9月15日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 / 脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581